

自己評価（案）について

令和 4 年 3 月

農林水産省

1 集落協定・個別協定による自己評価について

1 評価主体

- ① 集落協定：代表者
- ② 個別協定：実施者

2 評価視点

- ① 自己の活動状況及び目標達成見込みを点検
- ② 点検結果を基に、活動の見直し・強化を図る

3 対象年度

- 令和2年度～令和6年度
 - ① 中間年：令和4年度（R4年6月時点の状況により評価）
 - ② 最終年：令和6年度

4 評価基準

- 集落協定及び個別協定は、5の評価項目毎に、中間年の実施状況及び最終年における目標達成見込みについて、次の基準により自己評価。

- ◎：目標達成が確実に見込まれる（活動の実施が確実に見込まれる）
- ：目標達成に向け活動中であり、目標年度までに達成が見込まれる
- △：目標達成に向け活動中であるが、目標年度までの達成に不安がある
- ×：活動もしておらず、目標達成も困難

5 評価項目

【集落協定】

- ① 集落マスタープランについて
 - ※中間年の実施状況及び最終年の実施見込みを評価
- ② 農業生産活動等として取り組むべき事項について
 - ※中間年の実施状況及び最終年の実施見込みを評価
 - ・耕作放棄の防止等の活動
 - ・水路・農道等の管理
 - ・多面的機能を増進する活動
- ③ 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成について
 - ・集落協定の話し合い回数
 - ※話し合いの回数を記入
 - ・集落戦略の話し合いの参加者
 - ※話し合いの参加者を記入
 - ・集落戦略の作成状況・作成見込み
- ④ 加算措置の目標の達成状況・達成見込みについて
 - ・棚田地域振興活動加算
 - ・超急傾斜農地保全管理加算
 - ・集落協定広域化加算
 - ・集落機能強化加算
 - ・生産性向上加算

【個別協定】

- ① 利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業受託について
 - ※中間年の実施状況及び最終年の実施見込みを評価
- ② 農業生産活動等として取り組むべき事項について
 - ※中間年の実施状況及び最終年の実施見込みを評価
 - ・耕作放棄の防止等の活動
 - ・水路・農道等の管理
 - ・多面的機能を増進する活動
- ③ 利用権の設定等として取り組むべき事項
- ④ 超急傾斜農地保全管理加算の目標の達成状況・達成見込みについて

2 市町村が実施する集落協定・個別協定の自己評価に対する評価について

1 評価主体

市町村長は、集落協定及び個別協定による自己評価書の評価

2 評価視点

- ① 協定毎に活動状況及び目標達成見込みを点検・評価
- ② 評価結果を基に、協定に対する改善・指導の要否を判断

3 評価基準

- ① 項目毎の評価基準
 - ・市町村は、集落協定及び個別協定の自己評価書について、中間年の実施状況及び最終年における目標達成見込みを、次の基準により項目毎に評価。
 - ・本評価により目標達成に向けた指導・助言の必要性、交付金返還措置等の必要性を判断。

- ◎ 優：目標達成が確実に見込まれる（活動の実施が確実に見込まれる）
- 良：目標達成が見込まれる（活動の実施が見込まれる）
- △ 指導・助言：市町村の指導・助言により目標達成が見込まれる（活動の実施が見込まれる）
- × 返還：指導・助言を行ったとしても、目標達成が見込まれない（活動の実施が見込まれない）

- ② 全体評価の基準
 - ・市町村は、項目毎の評価結果を基にして、次の基準により総合的に協定の活動状況及び目標達成見込みを判断。

集落協定の場合

優：集落協定の評価項目の①から④が◎又は○であること

良：集落協定の評価項目の①から④に×がなく、①と②及び④に△がないこと

可：集落協定の評価項目の①から④に×がないこと

不可：集落協定の評価項目の①から④に×があること

4 指導・助言

市町村は、項目毎の評価基準に基づき評価した結果、「△」が付された項目のある協定に対して、次の内容を選択し、助言・指導を行う。

- ① 話し合いによる活動内容の徹底
- ② 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
- ③ 専属の担当者やチームによる徹底した活動
- ④ 協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進
- ⑤ 市町村・ＪＡ等の関係機関とも連携した活動の推進
- ⑥ 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
- ⑦ 農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進
- ⑧ 農外の組織・団体とも連携した活動の推進
- ⑨ 活動内容の見直し（加算措置以外の項目）
- ⑩ その他（ ）

5 交付金返還

市町村は、項目毎の評価基準に基づき評価した結果、「×」が付された項目のある協定に対して、交付金返還等の措置を講じる。

6 報告

市町村は、下記の市町村評価書等を都道府県に報告。

- ① 集落協定及び個別協定の評価結果を取りまとめた市町村評価書
- ② 市町村による自己評価書
- ③ 集落協定及び個別協定等に対する第５期対策中間年評価アンケート結果を取りまとめた、アンケート結果表

3 市町村・都道府県による自己評価について

1 評価視点

市町村長及び都道府県知事は、本制度の推進体制等について自己評価

2 対象年度

中間年（令和4年度）の推進体制等を評価（R4年8月現在の推進体制を評価）

3 評価基準

○市町村及び都道府県は、中間年までの自らの推進体制等について、次の基準により自己評価。

【本制度の推進や集落等への支援に対する自己評価】

- ◎：十分な推進や支援を行った
- ：一定程度の推進や支援を行った
- △：推進や支援が十分ではなかった
- ×：推進や支援をしなかった

【関係機関との連携に対する自己評価】

- ◎：関係機関との連携により十分な推進や支援を行った
- ：関係機関との連携により一定程度の推進や支援を行った
- △：関係機関との連携が十分ではなかった
- ×：関係機関と連携しなかった

4 評価項目

【市町村】

- ① 中山間地域等直接支払交付金業務に係る市町村の体制について
 - ・ 人員・業務日数
※本制度に関わる人員・業務日数を記入
 - ・ 協定の統合・広域化等に対する支援
※実施した内容を選択
 - ・ 廃止協定・未実施集落に対する支援状況
※実施した内容を選択
 - ・ 集落戦略作成に対する支援
※実施した内容を選択
- ② 関係機関との連携状況について
※連携先を選択
- ③ 集落への支援に対する自己評価について
 - ・ 本制度の推進・協定活動の支援に対する自己評価
 - ・ 関係機関との連携に対する自己評価

【都道府県】

- ① 市町村及び出先機関に対して行った制度の推進について
※指示した内容を選択
 - ・ 協定の統合・広域化等に向けた推進
 - ・ 廃止協定・未実施集落に対する活動実施に向けた推進
 - ・ 集落戦略作成に向けた推進
- ② 関係機関との連携状況について
※連携先を選択
- ③ 市町村等への支援に対する自己評価について
 - ・ 本制度の推進に対する自己評価
 - ・ 関係機関との連携に対する自己評価

5 第三者委員会

- ① 都道府県は、市町村から報告された市町村評価書等のほか、都道府県の自己評価書を都道府県評価書に取りまとめの上、都道府県第三者委員会に諮るものとする。
- ② 都道府県は、都道府県第三者委員会による評価結果及び市町村から報告された市町村評価書等を国に報告するものとする。